

～人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市～

四万十市保育計画

第2期（H30～R6）平成30年3月作成

令和5年3月改正



目次

1	計画策定にあたって	
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画策定の目的	1
	(3) 各種計画との関係	2
	(4) 計画の期間	2
	(5) 保育所の基本的役割	3
2	保育所の現状	
	(1) 保育等施設の設置状況	4
	ア 施設の定員数と受入状況	
	イ 施設位置図	
	(2) 公立保育所の入所児童数	6
	(3) 保育所運営費	7
3	今後の公立保育所の状況	
	(1) 公立保育所入所児童数の推計	8
	(2) 公立保育所の職員配置人数の推計	9
4	子育て支援の取組み	
	(1) 子育て支援課の創設	10
	ア 市関係機関による連携	
	(2) 現在の取組み	12
	ア 保育時間の延長	
	イ 低年齢児保育の充実	
	ウ 障害児保育の充実	
	(3) 今後の取組み	14
	(4) 保育所職員研修の充実	16
	(5) 家庭支援のための連携	17
	(6) 食育の推進	19
5	保育施設の再編	
	(1) 公立保育所の役割	23
	(2) 公立保育所の再編にかかる考え方	24
	ア 統廃合の進め方	
	イ 民営化の進め方	
	ウ 検討施設等	
	(3) 今後の進め方	26
	ア 専門部会の設立	
	イ 今後のスケジュール	
6	保育所等整備計画	
	(1) 公立保育所	27
	(2) 民間保育所	27
	(3) その他	27

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

少子化が進行しているなか、若い人たちが、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。

一方女性の社会進出に伴う夫婦共働き世帯の増加や、少子化の進行、核家族化の進行に伴う相談機能の低下など、子育て環境も変わりつつあるなか、様々な課題を抱えながらも孤立してしまう場合などもあり、保育サービスを提供する側も、多様な保育ニーズに沿った支援スキルが必要となります。

また、保育サービスについては、全員入所を基本に受け入れを行っていますが、少子化等の影響や今後の子ども数の動向に応じた施設の再編も必要です。

(2) 計画策定の目的

本計画は、平成 27 年 3 月に策定した四万十市総合計画における子育てに関する考え方を基本とした施策の具体化と、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく四万十市子ども・子育て支援事業計画に定められている各種サービスや子育て支援施策の実現のために必要な周辺施策を講じることを目的とします。

四万十市総合計画においては、子育てサークルへの支援等、地域での子育て支援の充実や、妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援の実現のために保健・医療との連携を通じて、保育サービス全体の充実を図ることを施策としており、これにより地域が手を携えて地域全体で子育て・親育てを支え、子どもたちが安心して育ち若い人たちが「ここで子育てをしたい」と思えるような街の実現を目指すこととしています。

本計画では、公立保育所と民間保育所のそれぞれのメリットを最大限に活かし役割分担を行うこと。また安定的な保育運営により、子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育てしやすい環境の整備を図ることを目的とします。

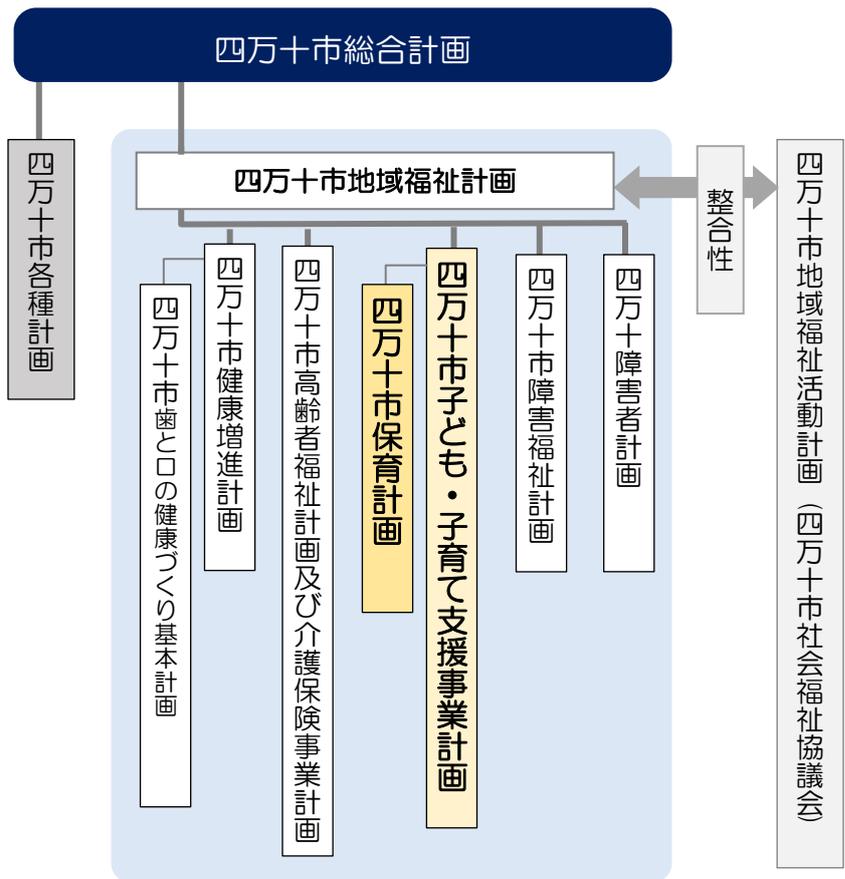
(3) 各種計画との関係

四万十市総合計画は市の最上位計画となります。

地域福祉計画は地域福祉に関する各種計画の「まとめ」・「総論」的な計画となります。

「四万十市子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法第61条に基づき必要な事項を定めたものとなります。

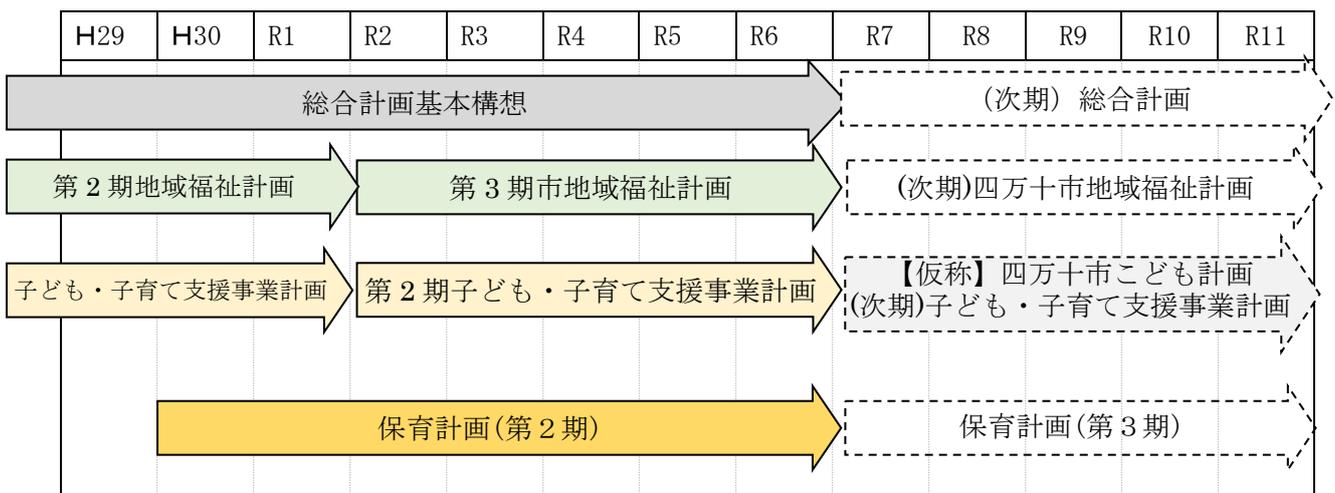
四万十市保育計画は「四万十市子ども・子育て支援事業計画」の施策の実現のために子育て支援に関する行政の役割等を具体化したものとなります。



(4) 計画の期間

第2期四万十市保育計画の計画期間は、平成30年度から令和6年度までの7年間の計画とします。ただし、保育需要の変化や必要に応じ適時見直しを行います。

■計画期間(年度)



(5) 保育所の基本的役割

■ 子どもの発達を支援

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。保育所保育指針に示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」①豊かな感性と表現 ②言葉による伝え合い ③数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ④自然との関わり・生命尊重 ⑤思考力の芽生え ⑥社会生活との関わり ⑦道徳性・規範意識の芽生え ⑧協同性 ⑨自立心 ⑩健康な心と体といった生きる力の基礎を養い、就学に向けて、楽しいことや好きなことに集中することを通して「学びに向かう力」を培う時期として重要な役割を持っています。

■ 家庭支援

子どもの健全な発達を保証するためには、子育て環境を確保することが重要です。リスクのある乳幼児やその保護者等について関係機関と連携し、必要に応じて保護者及びその家庭への支援を実施します。

■ 保育の質の向上

研修機会を確保し、保育の質の維持・向上に努めます。また、特別な支援を必要とする児童の保育や民間事業者だけでは実施が困難な保育事業を実施します。

また民間事業者とのスキルの共有等、子育て支援に関して連携して取組みを行います。

2 保育所の現状

(1) 保育等施設の設置状況

ア 施設の定員数と受入れ人数等

令和4年4月1日現在

施設名	定員	入所数	建築年	構造	築年 R4.4 基準	備考
愛育園	110	41	S56. 3. 25	RC・二	41	
あおぎ保育所	185	134	S63. 3. 20	RC・二	34	R2 増築
下田保育所	50	12	H10. 3. 2	鉄骨・平	24	
竹島保育所	45	19	H13. 3. 15	鉄骨・平	21	
古津賀保育所	100	106	H20. 3. 10	鉄骨・二	14	
東山保育所	80	38	S58. 3. 25	RC・平	39	
蕨岡保育所	45	23	H3. 3. 20	RC・平	31	
大用保育所	20	14	H17. 1. 19	木・平	17	
利岡保育所	30	13	H6. 2. 28	鉄骨・平	28	
具同保育所	210	172	S50. 7. 31	RC・二	46	
八束保育所	40	26	H30. 3. 10	鉄骨・二	4	
東中筋保育所	65	53	H4. 3. 16	鉄骨・平	30	
中筋保育所	50	13	S52. 3. 20	鉄骨・平	45	
川崎保育所	70	40	H31. 2. 24	木・平	3	
めぐみ乳児保育園	48	43	S60. 2. 15	鉄骨・平	37	H31 増改築
ひかりこども園	165	125	R3. 4. 1	鉄骨・二	1	R3.4 認定こども園に移行
リトル・フレンド	36	37	H27. 9. 28	木造・二	6	
なかむら園・中村幼稚園	205	152	S45. 4. 1	鉄骨・二	52	
			H27. 3. 31	木・平	7	
めいはうす	5	3	S53. 2	木・平	44	H31 改修
合 計	1,559	1,064				
地域子育て支援センターなかむら			S54. 5. 25	RC・平	42	
域子育て支援センターにしとさ			川崎保育所内に設置			

令和4年4月現在、市内の保育施設は、公立保育所14カ所、民間保育所2カ所の計16カ所あり利用定員は1,184人です。その他、認定こども園2カ所が利用定員370人、地域型保育事業1カ所が利用定員5人の受入れを行っています。

また、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談体制として育児支援を行うことを目的とする地域子育て支援センターを中村地域、西土佐地域それぞれに1カ所ずつ開設しています。

市内の保育所は、平成18年以後、児童数の減少等により8カ所（田野川H18.3、元町H19.3、古津賀東H20.3、大宮H21.3、津野川H24.3、川登H31.3、本村H31.3、もみじR3.3）の減となっています。効率的な行財政運営とあわせて過疎地域における保育機能の確保を前提として施設の配置見直しが必要です。

また、公立保育所で築25年を経過している保育所(地域子育て支援センターを含む。)は9カ所あり、約6割の施設が25年以上の施設となっています。中には施設建築後30年を経過している施設が8カ所、40年を経過している施設が4カ所あります。

イ 保育施設設置状況

公立保育所は中村地域では、中村地区において2カ所、東山地区2カ所、下田地区2カ所、それ以外の地区に各1カ所(休所中の保育所を含む)となっています。また西土佐地域は1カ所となっています。

また民間保育所・認定こども園・地域型保育事業は中村地区4カ所、具同地区に1カ所となっています。

人口が集中している中村、東山、具同地区での施設の設置が顕著ですが、それ以外では園児数10~20数名程度の小規模保育所となっているところが多いです。



(2) 公立保育所の入所児童数

公立保育所の入所児童数は、ここ 10 年では平成 25 年度の 881 人をピークに毎年減少し令和 4 年 4 月は 704 人となり、平成 25 年に比較すると受入れ人数は 8 割程度まで減少しています。

平成 25 年に対する受入れ人数をみると、大用保育所で 155.6%、蕨岡保育所で 135.3%、東中筋東中筋保育所で 143.2%と市街地外の地域で増加となっています。市街地では、具同保育所で 106.8%、古津賀保育所で 99.1%、中村地区 2 施設(愛育園、あおぎ保育所)で 68.9%と、微増もしくは減少傾向となっています。

その他、下田保育所で 37.5%、竹島保育所で 48.7%、中筋保育所で 56.5%と一部の市街地外で著しく減少傾向にあり、受入定員に対して入所児童数が 50%未満の施設が 14 園中 6 園となっています。

一方で低年齢児の受入に関しては、年度途中から充足率が 100%になり待機児童が発生している状況となっています。

保育所名	定員	各年 4 月 1 日受入人数					H25 と R4 の 受入人数の 比率 (%)	受入定員に 対する R4 充 足率 (%)
		H25	H31	R2	R3	R4		
愛育園	110	90	74	72	59	41	45.6	37.3
あおぎ保育所	185	164	149	134	145	134	81.7	72.4
下田保育所	50	32	18	15	13	12	37.5	24.0
竹島保育所	45	39	37	32	28	19	48.7	42.2
古津賀保育所	100	107	105	97	103	106	99.1	106.0
東山保育所	80	61	58	56	50	38	62.3	47.5
蕨岡保育所	45	17	26	28	23	23	135.3	51.1
大用保育所	20	9	20	19	18	14	155.6	70.0
利岡保育所	30	20	14	17	8	13	65.0	43.3
具同保育所	210	161	157	169	172	172	106.8	81.9
八束保育所	60	28	25	24	28	26	92.9	65.0
東中筋保育所	65	37	37	39	46	53	143.2	81.5
中筋保育所	50	23	11	14	13	13	56.5	26.0
川崎保育所	70	40	50	47	48	40	100.0	57.1
合計	1,120	881	828	763	754	704	79.9	56.8

(3) 保育所運営費

公立保育所の運営費に占める人件費の割合は平均で 90%台前半となっています。また、児童一人当たりの一ヵ月にかかる費用は全保育所で算出すると約 106,000 円となりますが、小規模保育所ではその金額が高くなっています。

令和 3 年度保育所運営費

保育所名	運営費(円)		合計(円) (②)	年間入所児童延べ人数 (③)	児童1人あたりの1ヵ月にかかる費用(円) (②/③)	人件費割合 (①/②)
	人件費(①)	その他運営費				
愛育園	64,977,011	12,326,967	77,303,978	710	108,879	84.05
あおぎ保育所	147,831,647	16,721,351	164,552,998	1,753	93,869	89.84
下田保育所	29,164,433	1,685,335	30,849,768	155	199,031	94.54
竹島保育所	44,284,838	2,688,601	46,973,439	336	139,802	94.28
古津賀保育所	83,255,465	9,027,874	92,283,339	1,235	74,723	90.22
東山保育所	54,168,694	6,045,119	60,213,813	600	100,356	89.96
蕨岡保育所	34,560,930	2,482,507	37,043,437	277	133,731	93.30
大用保育所	36,746,801	1,754,778	38,501,579	216	178,248	95.44
利岡保育所	34,740,937	1,932,307	36,673,244	99	370,437	94.73
具同保育所	142,490,480	15,897,052	158,387,532	2,070	76,516	89.96
八束保育所	42,410,552	3,619,642	46,030,194	336	136,995	92.14
東中筋保育所	65,106,035	3,820,192	68,926,227	555	124,191	94.46
中筋保育所	34,205,233	1,867,624	36,072,857	158	228,309	94.82
川崎保育所	70,113,627	1,696,232	71,809,859	577	124,454	97.64
合計	884,056,683	81,565,581	965,622,264	9,077	106,381	91.55

※保育所毎に分類できない費用は含んでいません。

3 今後の公立保育所の状況

(1) 公立保育所入所児童数の推計（対象児童：四万十市に住所を有する児童）

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人口	入所児童数								
0歳	201	0	200	6	168	2	243	6	247	6
1歳	230	74	210	52	199	67	171	52	247	75
2歳	229	135	229	132	213	105	199	110	171	95
3歳	260	207	226	164	228	162	210	157	196	146
4歳	254	206	251	200	227	168	223	175	206	162
5歳	217	174	260	199	245	193	226	177	222	174
合計	1,391	796	1,376	753	1,280	679	1,272	677	1,289	658

令和6年度の0～5歳児の人口は、令和2年度に比べて約7.3%の減少が見込まれ、入所児童数についても約17.3%の減少が見込まれており、当面少子化が進行していく見通しとなっています。

■令和2年度から令和4年度は人口、入所児童数ともに4月1日の実数

■人口算出方法（令和5年度及び令和6年度）

- ・住民基本台帳及び人口動態調査をもとに、コーホート変化率によって算出

■入所児童数算出方法（令和5年度及び令和6年度）

- ・0歳児

令和2年度から令和4年度までの受入れ実績数の最大値（6名）

- ・1歳児から5歳児

令和2年度から令和4年度実績により各年齢の人口に対する公立保育所入所児童数の割合の平均で算出（1歳児：0.302、2歳児：0.554、3歳児：0.746、4歳児：0.784、5歳児：0.784）

(2) 公立保育所の職員配置人数の推計

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所 長	15	14	14	14	14
主 任	15 うち兼任7	14 うち兼任7	14 うち兼任7	14 うち兼任7	14 うち兼任7
担任保育士	73	72	71	71	71
週休フリー	4	4	5	5	5
土曜午後	3	3	4	4	4
障害児加配	9	11	10	10	10
家庭支援	3	1	1	1	1
保育士合計	122	119	119	119	119
調理員	28	27	27	27	27

■令和2年度から令和4年度までは実数とする。

■令和2年度末にもみじ保育所は閉所となった。

■令和3年度からあおぎ保育所において0歳児保育の受け入れを開始した。

■令和5年度及び令和6年度の担任保育士の配置数

・各保育所において、令和4年度の年齢ごとの入所児童実数を基礎とし、前ページの入所児童数の推計を基に、保育所ごとの入所児童数を求め、その入所児童数に応じた配置数とする。

■令和4年度から愛育園において土曜午後保育を開始した。

■障害児加配、家庭支援及びフリー保育士の配置数

・令和5年度及び令和6年度は令和4年度と同程度とみなす。

■調理員の配置数

・入所児童数の推計より各保育所の入所児童数を求め、その入所児童数に応じた配置数とする。

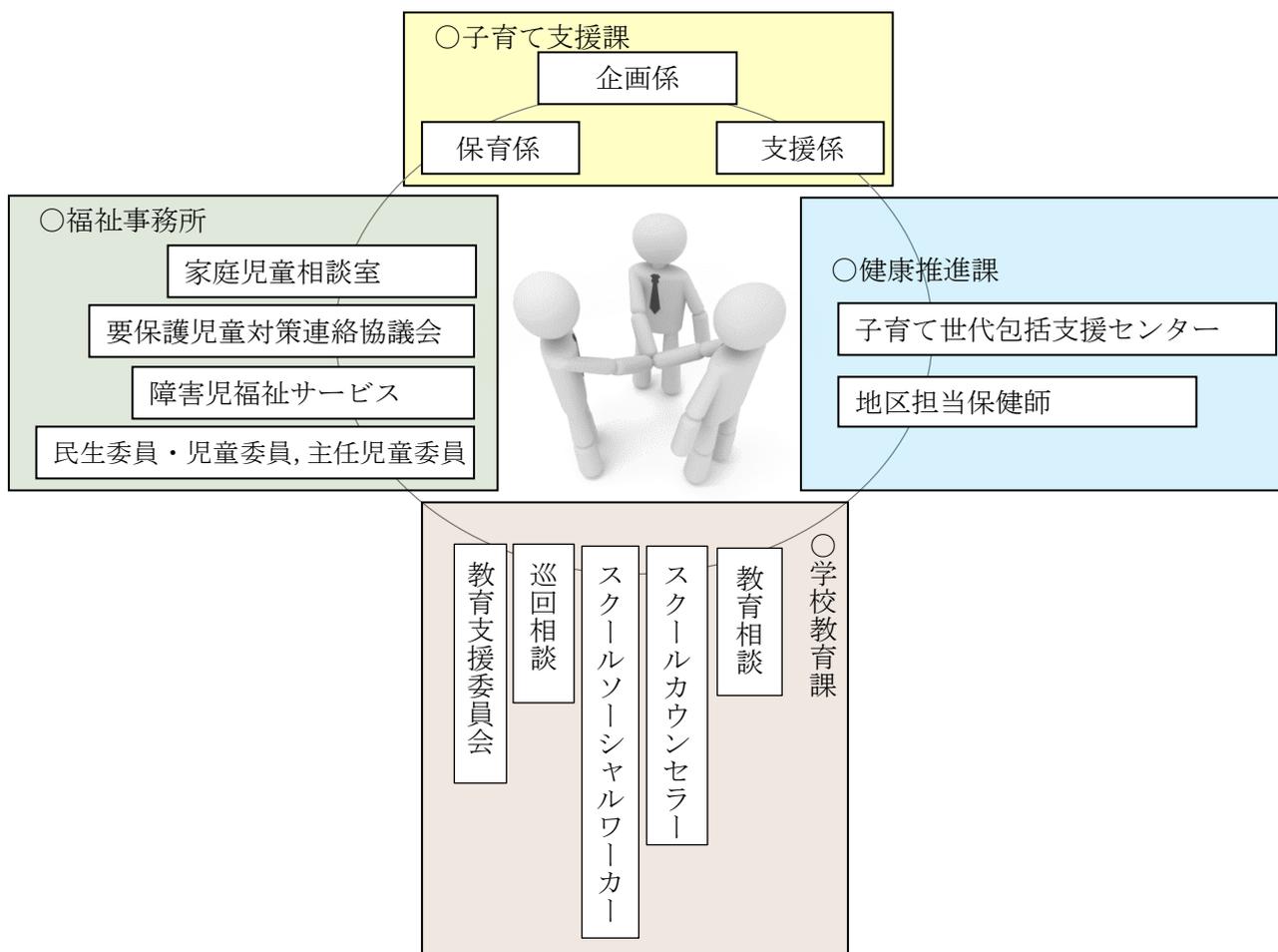
4 子育て支援の取組み

(1) 子育て支援課の創設

四万十市の子育て支援の充実と課題解決を図るため平成30年度に子育て支援課を創設し、現在の子育て支援の取組みを改めて評価し、必要に応じて改善等を行っています。

住民の方に安心して子どもの成長、発達を見守っていただくための課題解決機関となるように、市内の関係部署との連携を確保し子育て支援策を実行します。

ア 市関係機関による連携



※ 子育て支援課は、3係(企画係、支援係、保育係)で構成され、関係機関との情報共有と連携を行いながら子育て支援策を実行します。

■ 市関係機関の業務等

所管課	関係機関名等	備考
子育て支援課	保育係	保育所の運営全般、子育て支援センターに関する事、保育士の研修に関する事。食育に関する事。認定こども園に関する事。民間保育所に関する事。
	企画係	保育計画に関する事。子ども・子育て支援事業計画に関する事。子育て支援にかかる関係課との連携及び支援の構築に関する事。子育てサークルの育成に関する事。
	支援係	各種手当等に関する事。学童保育に関する事。
健康推進課	子育て世代包括支援センター(べびはぐ)	妊娠時から母子の健康状態等の把握を行い出産後も乳幼児の発育や子育て環境等を把握し問題がある場合は地区担当保健師による支援や関係機関と連携した個別支援を構築する。
	地区担当保健師	四万十市を複数のエリアに分けその地区を担当する保健師で、乳幼児に限らず、すべての世代の人を対象に保健師活動を行います。
学校教育課	スクールソーシャルワーカー	S S W:学校での困りごとを抱え不登校等になっている子どもと家族を支える専門職。
	スクールカウンセラー	S C:PTSD などを持っている生徒の心のケアをする専門職
	教育相談	発達障害等を理由に特別な配慮が必要な幼児・児童等の保護者からの申し込みがあれば、家庭での関わり方、学校等での関わり方について専門機関によるアドバイスを受けられます。
	巡回相談	中村特別支援学校を始めとする専門員によるチームが発達に必要な幼児・児童への関わり方、指導方法等について、実地に保育所・幼稚園、小学校等に出向き担当保育士(教諭等)に助言や援助を行います。
	教育支援委員会	本人の状態や今後の発達の見通しに応じて、普通学級あるいは特別支援学級に在籍するか、または特別支援学校への入学とすることなどについて専門員を交えて協議・検討します。
福祉事務所	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され担当地域の住民の相談に応じ必要に応じて行政等へつなぎます。このうち児童に特化した取組をするのが主任児童委員となり四万十市内で 10 名配置されています。
	障害児福祉	特別児童扶養手当の支給や障害福祉サービスの決定等を行う。
	要保護児童対策連絡協議会	虐待等の未然防止を目的に、リスクのある家庭については、事前に関係機関と連携のうえ虐待リスクの背景から効果的な支援方法を確立のうえ進行管理を行う。また虐待事案発生時には幡多児童相談所と連携し一時保護等必要な措置を行う。
	家庭児童相談室	子育てに困り感のある母子等の相談支援機関として、随時相談を受け、必要に応じて他機関へのつなぎなどを行い安定的な家庭生活を支援する。

(2) 現在の取組み

急速な少子化・高齢化や核家族化、また女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などを背景に、育児への支援が必要となっており、こういった保護者の子育てニーズに対応するために様々な取組みを行っています。

ア 保育時間

(ア) 早朝・居残り保育の実施

保護者の就労形態等に応じて早朝・居残り保育を実施しています。実施保育所は、人員体制の確保が可能な保育所において、平成 27 年度より 7 時 30 分から 18 時 30 分までで最長 11 時間の保育が可能となっています。

・実施保育所（7 時 30 分から 18 時 30 分）

古津賀保育所	竹島保育所
具同保育所	東山保育所
あおぎ保育所	東中筋保育所
愛育園	

・実施保育所（7 時 30 分から 18 時 00 分）

下田保育所	蕨岡保育所
大用保育所	利岡保育所
八束保育所	中筋保育所
川崎保育所	

(イ) 土曜日午後の保育

保護者の就労形態等に応じて土曜日午後の延長保育を実施しています。実施にあたっては、開設時間内に保育士 2 名以上の配置が必要となるため、保育士の多い保育所、市街地周辺、保護者のニーズが高い、これらの条件を満たし、必要性の高い保育所としています。

平成 28 年度より土曜日の午後 17 時 30 分までの保育を行っています。

・実施保育所

古津賀保育所	愛育園
具同保育所	
あおぎ保育所	

イ 低年齢児保育の充実

共働き世帯の増加や男女共同参画社会を反映し女性の社会進出が顕著となっていることなどを背景に低年齢児保育の需要が高まっています。

当初公立保育所は1歳半から受け入れし、それ以下の年齢の子どもについては民間保育所が受け入れることとして役割分担をしてきました。平成25年度からは公立保育所での受入を1歳児からとし低年齢児保育の充実に取り組み、また、0歳児保育についても、平成31年度から川崎保育所、令和3年度からあおぎ保育所で開始しました。しかしながら、少数ではありますが待機児童が発生するという状況がありますので、その解消に向けて、保育施設における受入れ枠の拡大や、待機児童に対する活用が可能な社会資源である「ファミリーサポートセンター事業」（令和元年7月開始）「一時預かり事業」（令和4年9月開始）の充実、子育てボランティアの育成等に取り組んでいきます。

ウ 障害児保育の充実

対人関係がうまくできないなど、発達障害等を原因とした社会性の弱さなどで、生きづらさを抱えたまま社会参加が達成されず、青年期、成人期でひきこもり状態となる方が増え社会問題となっていますが、これらの方の中には既に幼児期のエピソードに特徴がある場合が多いと言われています。

リスクを抱えた人を早期に支援し将来の社会参加につなげていく事は重要であり、早期の支援のために職員の専門性の向上を図るための研修機会を確保しています。

また、専門機関と連携のうえ在園時には加配保育士の配置を行うなど、個人の特性に沿った支援プログラムを実行しています。

これらの支援には保護者がその特性を受け止め、家庭と保育所が共同して取り組んでいくことが重要であり、そのためには保護者と信頼関係を構築することがポイントとなります。今後更に障害児保育を充実させるためには、従来の特設機関等との連携に加え、必要に応じて子育て支援課も積極的にその事案に関わり、支援の選択肢をさらに広げながら課題解決策を導くことで障害児保育の充実を図ります。

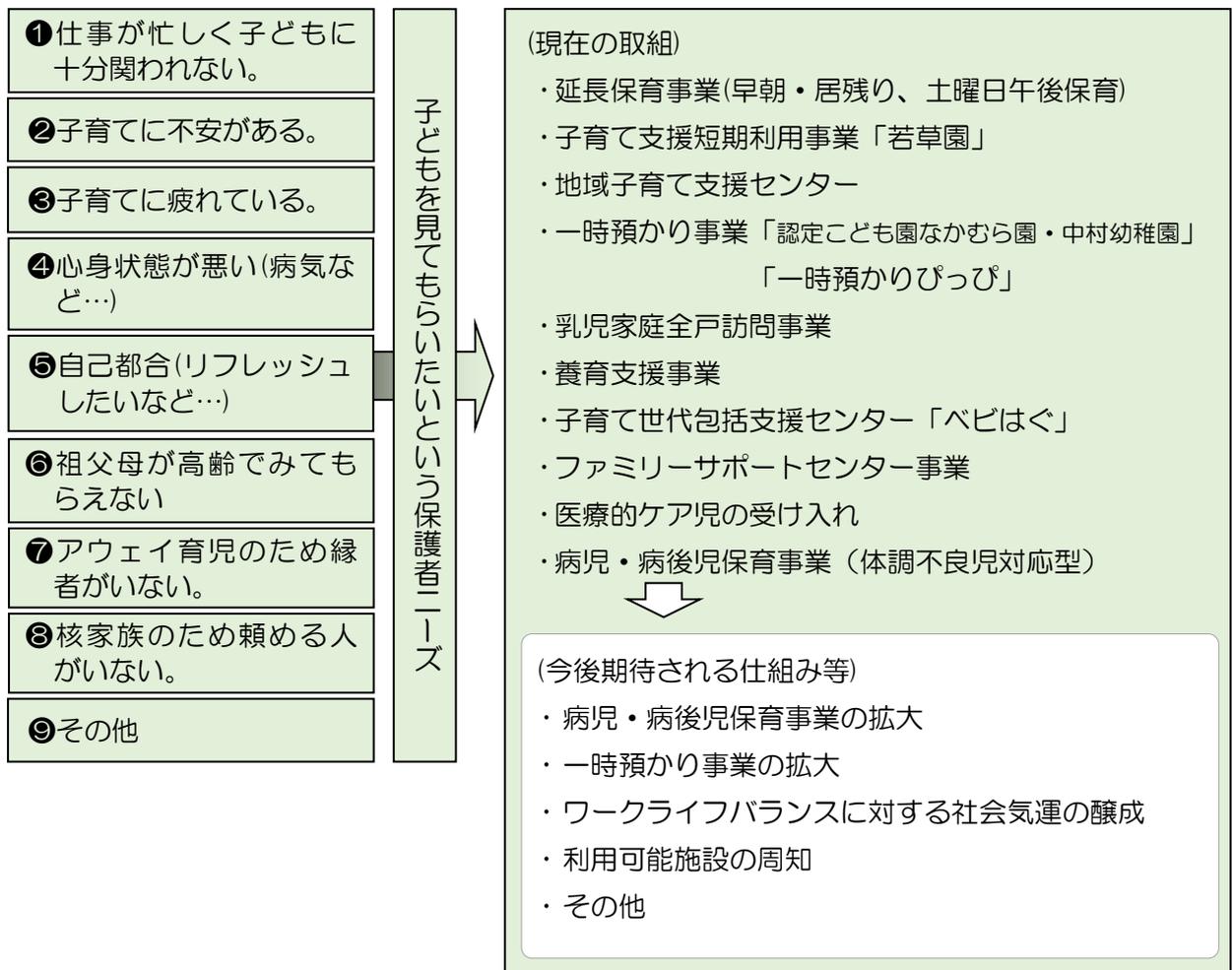


(3) 今後の取組み

保護者の勤務状況等に応じた保育時間の延長(早朝保育、居残り保育、土曜日午後保育)には、保育士の確保等必要な体制を整える必要があります。当面は先に示した保育所での実施としますが、子ども・子育て支援事業計画の見直し時に改めてニーズ調査を実施し、必要に応じて他の保育所でも保護者のニーズがあれば人員の確保等とあわせて保育時間の延長について検討を行う必要があります。

また「延長保育事業」、「子育て支援短期利用事業」や「ファミリーサポートセンター事業」などの既存の保育サービスの拡充や、令和4年9月より開始した「一時預かり事業」の拡大など、多様な保育サービスを効果的に組み合わせ子育てしやすいまちづくりを目指します。

あわせて、親子関係の構築やワークライフバランスといった今後の社会動向等にも注視しながら、時代にあった子育て支援の手立てを構築します。



アウェイ育児	地元を離れ、身近に頼れる人がいない環境での育児をすること。 全国では約7割がアウェイ育児に該当するといわれています。
地域子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流の場を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
子育て支援短期利用事業	児童の養育が一時的に困難となった児童又は母子等を一時的に保護を行う事業で「若草園」に事業委託をしています。
一時預かり事業	家庭において保育を一時的に受けることが困難となった乳幼児に対して一時的に預かり必要な保護を行うもので、認定こども園、子育て支援センターで実施しています。
ワークライフバランス	仕事と生活の調和に向けた取組を指す。(人生の各段階において仕事だけでなく家庭生活との両立により充実した生活を実現すること。)
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供と不安や悩みを聞き子育ての孤立化を防ぎ必要に応じて関係機関へ繋がります。
養育支援事業	養育支援が必要と認められる家庭に保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する助言・指導を行います。
医療的ケア児	先天的な病気や障害を持って生まれ、人工呼吸器や経管栄養など医療的なケアを必要とする児童
子育て世代包括支援センター 「ベビはぐ」	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対し、必要な情報提供を行い、また実情を把握のうえ保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行います。

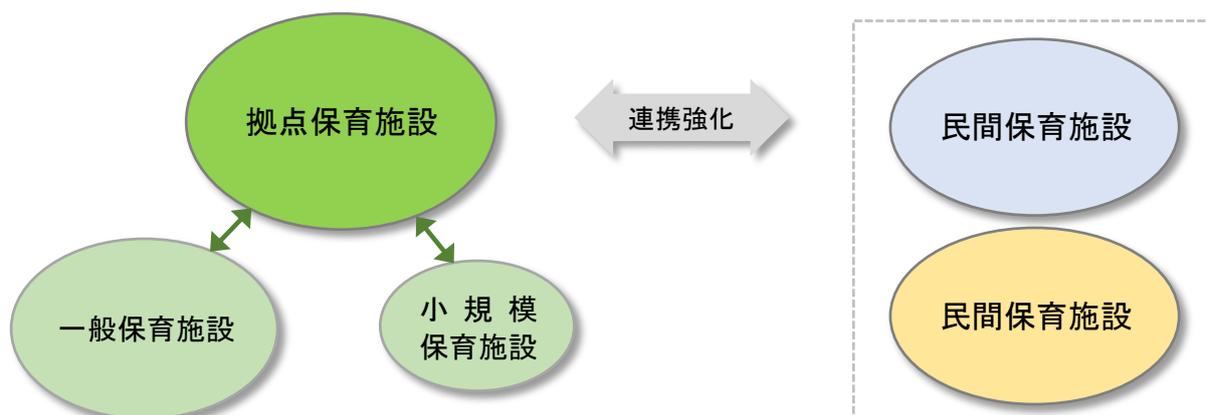
(4) 保育所職員研修の充実

少子化に加え核家族化やひとり親世帯の増加、また晩婚化など、子育て環境が変化しているなか、保育ニーズも複雑・多様化しています。これに加え児童虐待件数の全国的な増加なども加わり、子育てに関わる保育士の役割もより専門的できめ細やかな配慮が求められています。これらの諸課題に対応するためには、効果的な研修機会の確保が必要であり、現在ある課題に即した研修の計画的な実施を行います。

また、必要なスキルの獲得には知識の習得とあわせ、組織としてこれらの課題と向き合い解決を図る手順を獲得することが重要です。多様な保育ニーズや課題の中にあつて、組織として課題解決能力を底上げし、その解決に向かったノウハウを蓄積していくプロセスの中でスキルアップが達成されます。

今後は、実務経験の少ない職員と多くの困難ケースと向き合い実務経験を積んだ職員間でこれらのノウハウを共有するよう取り組み、それに合わせて計画的な職員配置を行い質の高い保育の広がりを実現していきます。そのために、「あおぎ保育所」を拠点保育所として位置づけ、公立保育所のみならず民間保育所との交流研修・連携も進めています。

- 土曜日午後の延長保育の実施や医療的ケア児対応の実務経験があり、また、0歳児から5歳児までの一貫保育を開始するなど多様な保育ニーズに向き合うあおぎ保育所を拠点保育施設として位置づけ、そのノウハウを共有することで保育士を育成します。
- 子育て支援課において保育現場における課題の集約、情報の共有を行い、必要な研修機会の確保と計画的な実施を行います。また研修により得た知識・技能を他の職員と共有し実践することにより保育士全体のスキルアップを目指します。
- 現在各保育職員間においてテーマを設けそれぞれ取り組みをしていますが、これらの取り組み評価を子育て支援課で行い、多くの職員がニーズに沿った多様な保育活動ができる体制を進めます。



拠点保育施設において人材育成を行い、培ったノウハウを他の施設でも活かします。また画一的な判断に偏らず多面的な判断を行なえる職員の育成に配慮した職員配置(異動)を行います。

(5) 家庭支援のための連携

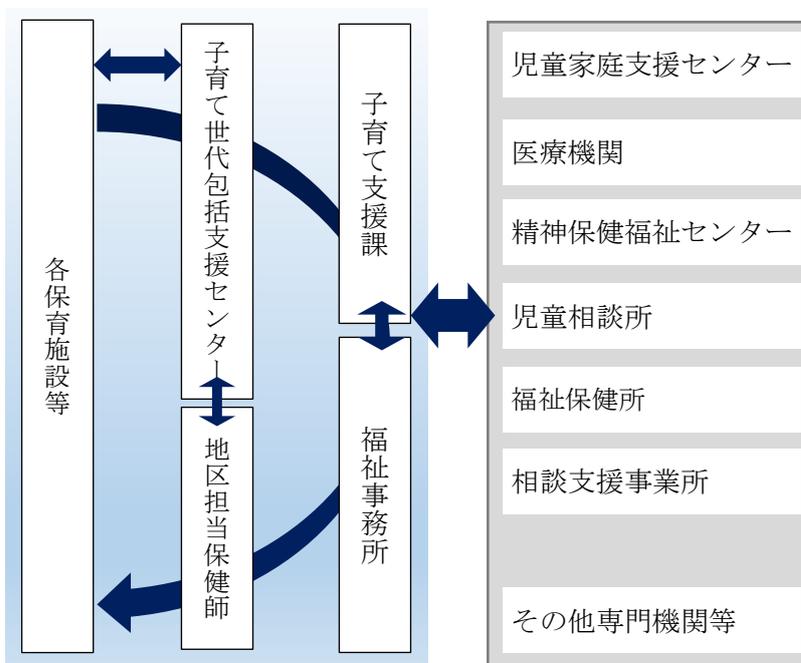
地域コミュニティの希薄化やアウェイ育児世帯、ひとり親世帯の増加等を背景に子育てをする親が相談する先が見つからず孤立してしまうことがあります。また、軽度の発達障害(あるいはその疑い)等のある子どもや親の増加、厳しい経済情勢などの影響による貧困問題など、子育て環境は激変し、多様で複合的な困難を抱えた家庭が増えています。こうした家庭を受け止め健全な成育環境を確保する事が求められています。

現在、家庭支援推進保育事業により、家庭環境に対する配慮などを行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対して家庭支援推進保育士を配置しています。

この事業によらず家庭支援はすべての保育施設に求められていますが、保育施設だけの課題ではなく、四万十市の子育て支援の課題として、困難ケースによっては子育て支援課がケース会議への参加等を通じて他の専門機関との連携の促しなど、積極的に関与します。

■ 各保育施設等における家庭支援のイメージ

支援が必要な児童(家庭)等について、保健師と連携して支援を行います。解決が難しいケースの場合は子育て支援課が保育施設等の関係機関と情報共有して状況を把握し、福祉事務所との連携により精神保健福祉センター等、その課題に対してより専門性の高い機関との連携を図り課題解決を目指します。



■ 支援が必要な児童(家庭と)を支援する機関について

○支援機関	○支援が必要な児童及び保護者の所属
<ul style="list-style-type: none">→ 各保育所、民間保育所他、市内のすべての保育等施設→ 子育て世代包括支援センター「ベビはぐ」→ 地区担当保健師→ 地域子育て支援センター→ 要保護児童対策連絡協議会→ その他専門機関	<p style="text-align: center;">支援が必要な児童・家庭</p> <ul style="list-style-type: none">在園児(保育所、認定こども園、民間保育所他…)地域子育て支援センターに登録し利用している親子どこにも所属していない親子(親都合、転入間もないなど…)

支援を要する児童や家庭の情報は、各保育施設の他、子育て世代包括支援センター「ベビはぐ」、地域子育て支援センター、地区担当保健師が情報を持っている他、被虐待歴のある子どもやその親が転入してきた場合は、転入前自治体から要保護児童対策連絡協議会に情報提供される場合もあります。いずれの場合も、関係する機関の正確な情報の取得と各保育施設等では個々の職員の「気づき」があって初めて支援につなげることが可能となります。

※ 支援が必要な児童・家庭とは、発達障害や発達障害のおそれのある児童又はその保護者及び子どもや親の病的な気質、親の生育環境等を背景として子育てにリスク(育てにくさ)を持っていることから、健全な発育環境が整えられない状況にある児童及び保護者を指す。

(6) 食育の推進

身近な人と一緒に食べる楽しさ、食事のマナー、食への感謝など、食に関する関心を持つことにより、子どもの心と体の発育に大きな影響を与えます。四万十市では、おいしい給食の提供を通じて、子ども一人一人が食に関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けることを目標に様々な取組みを行っています。

子どもが食を楽しめるには、おいしい(味が良い)ということはもちろんのこと、皆と一緒に食べることや、お腹がすく日中活動によりそれが達成されます。また、子どもの嗜好や視覚的な効果等も子どもの食を進め、食を介したコミュニケーションが加わることにより温かな人間関係の構築にもつながります。

乳幼児期は心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期です。この時期の子どもたちの一人ひとりの健やかな育ちを保障するためには、心身共に安定した状態でいられる環境と、愛情豊かな大人の関わりが求められます。

四万十市では、これらを達成するため「食べることを楽しめる園児を育てる。」ことを第一義的な目的として、食への感謝や食事のマナー、食物に対する知識の獲得等を達成することを目的に様々な取組みを行います。

ア 現在の課題

生活習慣や食習慣の乱れからくる生活習慣病の増加や、朝食欠食の増加、孤食等、子どもを取り巻く環境には食をめぐる多くの課題があります。保育所でも偏食や食事への意欲がない子、噛む力の弱い子、食経験の少ない子等、食に関する課題を抱えた子どもが存在します。

子どもの頃からの正しい食習慣を身につけるため、ライフステージに合わせた食育の取組みが必要です。

イ 保育所の役割

近年は保護者の就労形態の変化等に伴い、保育所で過ごす時間が長時間化している児童も多く、家庭と共に保育所は生活の場となっています。そのため、保育所で提供される食事は乳幼児の成長・発達にとって大きな役割を担っています。

家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、栄養士などがその有する専門性を活かしながら食育に取り組めます。

ウ 目標

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」に示されている、次に掲げる5つの子ども像を目標とし、食育を進めます。

子ども像	保育所での目標
お腹がすくリズムのもてる子ども	<p>「お腹がすいた」という感覚がもてる生活を送るため、一日の生活リズムを形成、子ども自身が空腹感や食欲を感じ、それを満たす心地よさのリズムを獲得させます。</p> <p>そのために、お腹が空くという生理的なリズムを体感できるよう、食事時間の配置を含め一日全体の保育内容を計画し、家庭との連携の中で、自分で食べる量を確認、調節し空腹感を満たす量やその心地よさを実感していくことができるよう取り組みます。</p>
食べたいもの、好きなものが増える子ども	<p>意欲的に新しい食べものに興味や関心をもち、様々な食べものに親しみ、興味や関心を育むことで、自分が成長している自覚と関連させながら、必要な食べ物を食べるという行動を引き出します。</p> <p>そのために、音、におい、彩り、感触、味など五感を豊かにする経験を積み、豊かな感覚や感情が培われ、旬を感じることで、行事食を通じて文化にふれることなどにより、自然の恵みに感謝する気持ちを育てるなど望ましい食事に向かう姿勢が生成されていくよう取り組みます。</p>
一緒に食べたい人がいる子ども	<p>人とのかかわりの中で愛情や信頼感が育ち、食べる時も「誰かと一緒に食べたい」と思う子どもに育っていくように、食事を皆で準備し、皆と一緒に食べ、皆で楽しむという集いの場を日々の生活の中で設定していくことが望まれます。</p> <p>そのために、同年齢の他の子どもと、また、異年齢の子どもと、保育士や調理員等の様々な人と一緒に食べる機会を設けていきます。</p>
食事作り、準備にかかわる子ども	<p>食べるということを実感するためには、自分自身が生き続けられるように、食事をつくることと食事の場を準備することを結びつけることが必要です。食べることは生きる喜びにつながっていることを自覚させるために、食物を栽培したり、収穫したりする活動が食べることとつながり、子どもにとって連続した学びとなるよう構成していきます。</p>
食べものを話題にする子ども	<p>食べるということは生きる喜びを感じるもので、また、食べることが食材の栽培などいのちを育む営みとつながっているという事実を子どもたちに体験させ、自分でつくったものを味わい、生きる喜びにつなげます。</p> <p>そのために、食事をつくる場と食べる場をつなげ、子どもに生産者や食事をつくる人の顔が見えるように工夫し、調理員等の食事をつくる人が身近であること、また、子どもが食事の単なる受け手ではなく、少しでも主体的に関わる機会を設けることで、言葉のやり取りを促すよう取り組みます。</p>

エ 現在の取組

取組み	内 容
個々への対応	児童の発達やその日の体調に合わせた食形態での提供をしています。
食文化の伝承	郷土料理や園行事に合わせた給食の提供をしています。
菜園活動	各保育所において身近な野菜等の成長過程でのお世話や収穫体験等を通じて食への関心を高めます。
食事のマナー	発達段階に応じて、お箸の持ち方・使い方の他、姿勢等基本的な生活習慣としての食事のマナー等を指導しています。
家庭との連携	調理員による給食だより・行事等の写真を掲示板への掲載をしています。
健康づくり	四万十市歯と口の健康づくり基本計画に基づき、発育・発達に応じた口腔機能の確立のための離乳食の進め方や食後の歯磨き(仕上げ磨きも含む。)の習慣化やフッ素洗口など、保育所での食べ物教室等では、体のしくみや食べ物の働き等を学び、食に関する知識や経験の獲得に努め、生涯の健康づくりを進めます。
食への関心	リクエストメニュー(児童希望食)、クッキング(年長児)の実施やバイキングの実施を行っています。
嗜好調査	喫食状況の確認を行っています。
地産地消	地元産、県内産のものを優先使用しています。
調理員定例会	子どもが楽しめる食事の提供方法や技術の向上を目的として調理員による定例会を毎月実施しています。個々の状態に応じたアレルギー除去食の提供方法の工夫や例えば肉に偏りがちな偏食気味の子どもについては、保育士とともに提供方法を工夫し、おいしく食べられる食のレパートリーを増やす等の取組みを行っています。
完全給食	3歳児になると自宅から白ご飯のお弁当を持参していましたが、平成30年6月から完全給食の実施により保育所での温かいご飯を提供しています。
保護者支援	毎月「食育だより」を発行し、家庭との保育給食に関する情報共有を行っている他、幼児期に必要な栄養素などの情報等、食による健康づくり・基本的な生活習慣の獲得など、食に対する家庭への意識啓発等を行っています。

※ 上記の取組をより効果的に行うため、保育現場へ調理員も参加し、子どもから給食の評価を聞いたり、子どもの食べ物の嗜好や家庭での食事の様子などを聞いたり、個々の食材がもつ効果などを伝えたりする中で、調理員と子どもが向き合える関係づくりを行い一人ひとりが食への関心と感謝の心を持てるよう配慮しています。

また調理員が保育所に在籍していることで、保育士のみならず、子どもや保護者とも信頼関係を築くことができ、子ども一人一人にきめ細やかな食事の提供が可能となります。



オ 今後の取組み

(ア) ランチルームの整備

「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)において、個々の生活リズムの保障と衛生的な給食の提供のため、食事と午睡をするスペースを別々に確保することが望ましいとされています。四万十市においては、新たに施設を建築する場合は、食事のできる専用スペース(ランチルーム)を確保することとしており、平成30年度に川崎保育所において初めて設置しました。今後建て替え等必要となった保育所については随時設置していく予定です。

(イ) 保護者への支援、情報提供

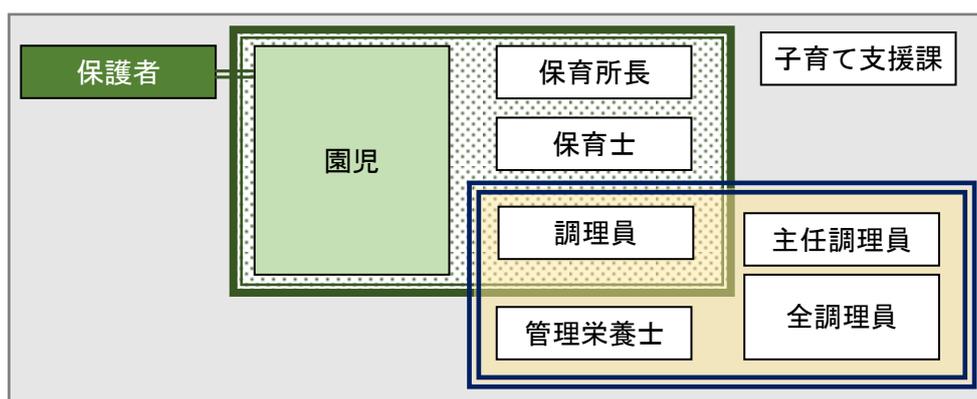
家庭での食事の状況を把握し、保護者の不安を解消することや、相談できる体制を整えます。また、親子クッキング教室などを実施し、保育所でどのような配慮をした給食を提供しているか関心を持ってもらいます。

(ウ) アレルギー疾患を有する児童への徹底した対応

食物アレルギーのある子どもへの食児等の提供については、保護者と連携のうえ医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行っています。今後とも提供方法の改善を図るため調理員、保育士、栄養士が家庭と連携し「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」を適宜改訂しながら更に安全な環境の整備を行います。

(エ) 関係機関の役割イメージ

子どもの食を通じた心と体の健康づくりを行うため、子どもを中心として関係する機関の役割を明確にして取組みます。



園児を中心として子育て支援課及び保育所職員、調理担当職員全員で子どもの食育を通して健康な心と体の発達に資する取組を行います。

各保育所において、園児の食育に関して中心的な役割を果たします。

園児が楽しく食に向き合えるよう個々の健康状態等も考慮し提供方法の工夫や食のレパートリーを増やすための研究及び技術向上に取り組んでいます。

5 保育施設の再編

(1) 公立保育所の役割

少子高齢化や人口減少問題に加え、複雑多様化する保育ニーズへの対応が求められています。また少子化、過疎化による人口減少地域における保育機能の確保も必要です。今後の人口動態とあわせて、保育需要の実情や課題の把握を行うとともに、多様な保育ニーズに対して安心して子育てできる環境を確保することが大切です。

市は保育を必要とする児童を保育所等において保育しなければならない(保育実施義務の最終責任)とあわせて要保護児童対策地域協議会の設置等、児童福祉に関して中核的な役割を持っている他、先駆的な保育の研究や実践、また研修機会を通じて、保育の質の維持向上を図る役割、小学校への接続が円滑に進むよう支援する役割を持っています。

現在小学校に入学しても集団行動に馴染めず、椅子に長時間座る事が出来ないなど、小1プロブレムと言われる問題が起こらないよう、就学を前に小学校との連携等を行い、個々の適正に応じた指導方法の共有等を行っています。四万十市においては、公立保育所と認定こども園なかむら園・中村幼稚園、ひかりこども園の卒園生が就学します。保幼小連絡会を保・幼・小の交流・連携について協議する場と位置付け、学校教育課と子育て支援課を中心に実情の把握と課題の精査、全ての児童の保育要録の提出及び個別対応が必要な児童の引継ぎシートの提出などを行うことで、よりスムーズに学校生活に移行できるよう密接に情報共有を行うとともに、入学後の交流事業の具体化も検討していきます。

(2) 公立保育所の再編にかかる考え方

少子化の進行により入所児童が減ったため施設の定員に対する充足率が低下しています。また、施設の老朽化などもあり、市内施設についても、今後の人口動態に応じた保育施設の統合・再配置が必要となっている他、効率的な行財政運営を実現することも必要です。

また、複雑多様化する保育ニーズに対して、更なる職員配置と保育士の専門性が求められていますが、保育施設が分散しているため各園に必要最小限の保育士を配置することにより、加配保育士の配置等が間に合わず、臨時職員の確保も難しい状況となっています。

今後は、10年～20年先を見据えた保育所の機能維持を念頭に保育関連施設の再配置を検討していく必要があります。適正規模での効率的、効果的な保育所運営を基本として児童数の推移や既存施設の状況等も考慮し、統合・廃止の判断を行います。

ア 統廃合の進め方

本計画の期間内においては、児童数10人を切った保育所及び充足率50%未満の保育所を対象に四万十市立小・中学校再編計画（第2次）を踏まえて検討することとし、長期的な目標設定を定める場合は、以下の点を考慮しながら進めることとします。

- 地域子育て支援センター等、保育事業にかかる社会資源の充足状況
- 人口減少地域における保育機能の維持
- 施設の老朽化による建替え等計画
- 施設の民営化の動向
- 拠点的保育施設としての機能維持

イ 民営化の進め方

様々な行政分野で業務の民間委託や民営化が検討、実施されているなか、平成27年度を初年度とする「第2次行政改革推進大綱」において保育所の民間委託について検討することとなりました。これは、四万十市行政改革委員会からの答申に基づいて、庁内の行政改革推進本部等で再調整のうえ策定されたものです。これによって、0～2歳児の保育に加え2歳児以上の保育についても民間委託を行うことを検討した結果、令和3年度より認定こども園ひかりこども園が整備され、民設民営による0～5歳児までの一貫保育が開始されました。

今後、民営化を進めるにあたっては民間事業者のメリットを最大限に引き出すことを前提に以下の点に注意しながら進めることとします。

- 委託先の安定運営を考慮し、一定数以上の児童数が今後も引き続き見込まれる施設を民営化の対象とします。
- 事業者の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して、保育の質の維持、向上が確実に見込まれる事業者とします。
- 入所している児童に配慮し、保育内容、行事等保育環境については、急激な変更を行わず引継ぎ保育等により子どもと保護者が混乱することのないよう配慮します。
- 情報公開を積極的に行い、保護者の意見や要望等に耳を傾け、信頼関係のもとに進めます。

ウ 施設の状況

保育所名	定員	R4. 3. 31 入所数	充足率	建築年	築年数 R4. 4 基準	備考
愛育園	110	61	55.5%	S56. 3. 25	41 年	
あおぎ保育所	185	158	85.4%	S63. 3. 20	34 年	
下田保育所	50	12	24.0%	H10. 3. 2	24 年	
竹島保育所	45	28	62.2%	H13. 3. 15	21 年	
古津賀保育所	100	102	102.0%	H20. 3. 10	14 年	
東山保育所	80	50	62.5%	S58. 3. 25	39 年	
蕨岡保育所	45	24	53.3%	H3. 3. 20	31 年	
大用保育所	20	18	90.0%	H17. 1. 19	17 年	
利岡保育所	30	11	36.7%	H6. 2. 28	28 年	
具同保育所	210	178	84.8%	S50. 7. 31	46 年	
八束保育所	40	28	70.0%	H30. 3. 10	4 年	
東中筋保育所	65	49	75.4%	H4. 3. 16	30 年	
中筋保育所	50	15	30.0%	S52. 3. 20	45 年	
川崎保育所	70	49	70.0%	H31. 2. 24	3 年	
地域子育て支援センター				S54. 5. 25	42 年	

(3) 今後の進め方

ア 検討会の設置

公立保育所の再編(統合、再配置、民営化の推進)について検討する際には、多様な保育サービスが混在している中で、活用可能な社会資源の整理や連携強化を行い、公的な役割として具体的に何を担い、どう組み立てていくか明らかにすることにより、施設の統合・民営化によるメリットも明確にする必要があります。

このため、子ども・子育て会議の下部組織として、関係機関による検討組織の「子ども子育て検討会」を設置し取組を行います。

イ スケジュール

年度	子ども・子育て会議	統合・民営化の動き
平成30年度	第2期子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査	子ども子育て検討会の立ち上げと社会資源の見直し整理(計画のニーズ調査等も活用)
平成31年度	第2期子ども・子育て支援事業計画書の作成	社会資源の見直し整理
令和2年度	第2期子ども・子育て支援事業計画のスタート	社会資源の見直し整理
令和3年度		社会資源の見直し整理 統合・民営化の検討
令和4年度	第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し作業	関係機関・団体の連携強化 統合・民営化の検討
令和5年度	第3期子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査	関係機関・団体の連携強化 統合・民営化に関する課題等の整理
令和6年度	第3期子ども・子育て支援事業計画の作成 第3期保育計画の作成	統合・民営化に関する課題等の整理

※ 統合・民営化について、具体的に進める場合は、課題を再度精査のうえ関係する機関との綿密な連携のもと進める必要があります。

6 保育所等整備計画

児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画を下記のとおりとします。

(1) 公立保育所

年度	計画数	内容
平成29年度	1	八束保育所移転改築 ※1歳児からの受入
平成30年度	1	川崎保育所移転改築 ※0歳児からの受入
平成31年度		
令和2年度	2	もみじ保育所閉所 (R3.3) あおぎ保育所0歳児保育室増築
令和3年度	1	あおぎ保育所0歳児保育開始
令和4年度	1	具同保育所移転改築実施設計
令和5年度	1	具同保育所移転改築工事
令和6年度	1	具同保育所移転改築工事完了

(2) 民間保育所

年度	計画数	内容
平成29年度		
平成30年度	1	めぐみ乳児保育園 ※保育室の拡張
平成31年度		
令和2年度	1	ひかり乳幼児保育園移転改築 (R3.4認定こども園に移行予定)
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	1	保育所おひさまはうす認可化 ※認可外からの移行
令和6年度		

(3) その他

年度	計画数	内容
平成29年度		
平成30年度	1	家庭的保育事業の認可
平成31年度		
令和2年度	1	認定こども園施設整備 (社会福祉法人ひかり会)
令和3年度	1	認定こども園開所 (社会福祉法人ひかり会)
令和4年度	1	認定こども園なかむら園・中村幼稚園 改築
令和5年度		
令和6年度		



平成 30 年3月 四万十市福祉事務所作成
令和3年3月改正 四万十市子育て支援課作成
令和5年3月改正 四万十市子育て支援課作成